

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1.労働者派遣のマージン率等

拠 点 名 称 株式会社システムツー・ワン 本社

拠点所在地 東京都新宿区西早稲田二丁目 20-15 高田馬場アクセス 8F

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①－②) ÷ ①
5	3	37,450 円	20,938 円	44.1%

なお、上記マージン率で示すマージンに含まれる費用としては以下のものがあります。

社会保険料		健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料・雇用保険料・ 労災保険料などの事業主負担分（法定福利費）
有給休暇費用		年次有給休暇・夏期休暇取得時に支給する賃金
会 社 運 営 経 費	健康診断費用	定期健康診断・ストレスチェックに関わる受診費用 その他産業医面談を行なう場合の費用など
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる採用経費
	就業管理費用	派遣労働者の就業にかかる事務費用等
	営業費用	営業スタッフおよび管理スタッフの人件費・事務所費用等
営業利益		労働者派遣の料金から派遣労働者の賃金及び上記の社会保険料、 有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

2.教育訓練に関する事項

- 情報セキュリティー研修
- 各種 PC 研修
- 人材派遣形態で作業を行なうにあたっての事前研修
- ビジネスマナー研修（新卒者対象）
- その他

3.その他参考事項

- 社会保険加入者
東京都情報サービス産業健康保険組合の福利厚生施設や契約施設等のサービスが受けられます。
- 全員
当社保有保養所（群馬県みなかみ町）を利用することが出来ます。

4.派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定の締結状況

- 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和 8 年 3 月 31 日）
協定労働者の範囲（情報処理・通信技術者の業務に従事する従業員）